

エリア放送の利活用の手引き

～事例報告と事例による課題解決手法～

平成27年7月

エリア放送の利活用に関する検討会

もくじ

はじめに	1
第1章 本手引きの位置づけ	2
第2章 エリア放送の概要	2
1 エリア放送とは	
2 周波数の割当て	
3 エリア放送の規律	
4 エリア放送で想定されるサービス形態	
第3章 エリア放送の状況	7
1 北海道におけるエリア放送の開設状況	
2 全国でのエリア放送の開設状況	
3 先行事例紹介	
(1) 安平町「あびらチャンネル」(北海道)	
(2) 南相馬市「みなみそうまチャンネル」(福島県)	
(3) 行方市(茨城県)	
(4) 株式会社豊多「ことにTV」(北海道)	
(5) 森ビル株式会社「六本木ヒルズエリア放送」(東京都)	
(6) 電気通信大学「調布ワンセグ」(東京都)	
第4章 エリア放送の課題の検討	17
第5章 構築時の課題と課題解決のポイント	18
1 初期費用負担が大きい	
2 受信アンテナの変更等、視聴者に費用負担が発生する 場合がある	
3 送信設備の設置場所の選定に時間がかかる	
4 送信アンテナの設置が困難な場合がある	
5 祭り・イベント等でエリア放送を短期間で開局する 場合、電源や番組伝送用の有線回線の準備が困難な 場合がある	
6 特定ラジオマイクの運用により、エリア放送を度々 休止しなければならないのではないか	
7 TV ホワイトスペース等利用システム運用調整協 議会への加盟及び運用調整費用負担が不安	

第6章 運用時の課題と課題解決のポイント・・・・・・・・・・ 26

- 1 運営費用の負担が大きい
- 2 運営に関わる人材の確保が難しい
- 3 著作権処理の対応が難しい
- 4 放送基準や肖像権処理の対応が難しい
- 5 視聴可能世帯にもかかわらず、実際には視聴していない
- 6 期間限定イベント等のエリア放送を受信するには手動でその都度チャンネル設定を行う等、煩雑である
- 7 住民やイベント来場者への認知度を上げないと見てもらえない
- 8 特定ラジオマイクとの運用調整の方法がわからない
- 9 受信障害申告があった場合の対応がわからない

第7章 エリア放送の特色を生かした利活用事例・・・・・・・・・・ 31

- 1 デジタルサイネージ
- 2 クラウドを活用した事業の展開
- 3 小エリアの特徴を生かした事業の展開
- 4 防災面での利活用

参考資料

- 1 「エリア放送の利活用に関する検討会」開催要綱・・・・・・・・・・ 35
- 2 「エリア放送の利活用に関する検討会」構成員名簿・・・・・・・・・・ 36
- 3 「エリア放送の利活用に関する検討会」開催状況・・・・・・・・・・ 37
- 4 参入に当たって必要な手続き、適用される法令等・・・・・・・・・・ 38
- 5 エリア放送の開局一覧・・・・・・・・・・ 45

はじめに

我が国は、人口の急減・超高齢化という大きな課題に直面しており、政府も各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会創生ができるよう取り組んでいる。

北海道においても、他の多くの地域同様、過疎化・高齢化や地域経済の縮小、地場産業の後退といった課題に直面している。

我々は、これらの社会的課題解決に、ICT（情報通信技術）の利活用が有効なツールになると信じている。

とりわけ、地域に密着した情報を発信するエリア放送は、地域経済の活性化や地域コミュニティの再生の一助になるに違いないと考え、その普及に向けた課題の整理、解決策等を検討するため、「エリア放送の利活用に関する検討会」を平成27年2月から開催してきた。

検討に当たっては、エリア放送を運用している安平町、南相馬市、電気通信大学及び森ビルから、イニシャルコストや運用に当たっての課題などを、それぞれの実情から報告をいただいた。

また、エリア放送との融合が期待できる様々な技術として、インターネットTV（アクトビラ）、光ファイバ及びレピータの活用についての動向や著作権処理といった課題などについても有識者から報告をいただいた。

これらの報告を受けて、本検討会では、エリア放送の構築時の課題と運用時の課題を整理し、それぞれの課題解決のポイントについて検討を行った。

本手引きは、検討会における検討結果をもとに、エリア放送の普及啓発と導入を検討する場合の課題解決策を提示することを目的に作成したものである。

本手引きが、エリア放送普及の一助となり、地域創生につながるものとなれば幸いである。

平成27年7月23日

エリア放送の利活用に関する検討会 座長 新井山 亮

第1章 本手引きの位置づけ

本手引きは、多くの方々にエリア放送の魅力や可能性を伝えるとともに、「エリア放送の利活用に関する検討会」（平成27年2月から平成27年6月まで開催）において検討された、課題や課題解決のためのポイントを取りまとめたものである。

また、参入のための手続きは、総務省情報流通行政局が公表している「エリア放送参入マニュアル（第4.1版）（平成26年7月1日）」に記載されているので、併せて活用していただきたい。

第2章 エリア放送の概要

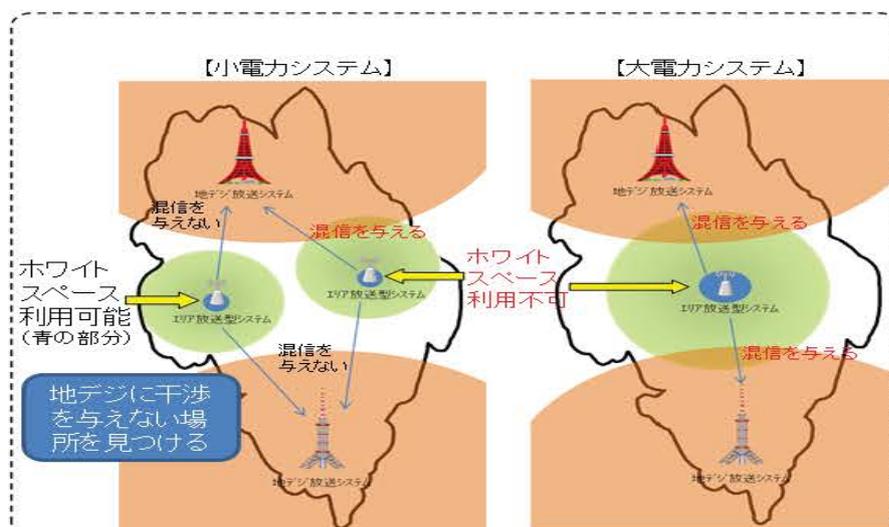
1 エリア放送とは

エリア放送は、地上デジタルテレビジョン放送に割り当てられているUHF帯(470MHz～710MHz)のホワイトスペースを活用し、地上デジタル放送のワンセグメント又はフルセグメント方式によるエリア限定の放送サービスである。

ホワイトスペースとは、地上デジタルテレビジョン放送に割り当てられている周波数のうち、地理的条件や技術的条件により地上デジタルテレビジョン放送に妨害を与えない場合に限って利用可能となる周波数をいう。

【エリア放送が使用するホワイトスペースのイメージ】

ある周波数における地上デジタルテレビジョン放送のエリアの隙間の内、地上デジタルテレビジョン放送に混信を与えない設置場所で、その周波数がホワイトスペースとして利用可能である。



2 周波数の割当て

エリア放送の周波数は、周波数割当計画により定められており、周波数の割り当て及び使用に当たっては、地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局（後日開設されるものも含む。）の受信に混信を与えないこと、地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局（後日開設されるものも含む。）からの混信を容認することが前提となっている。

さらに、エリア放送同様ホワイトスペースを活用することとなっている特定ラジオマイクに対しても、エリア放送は周波数の使用に当たって、後日開設される特定ラジオマイクも含めて、混信を与えないこと及び混信を容認することが前提となっている。

このためエリア放送の開局にあたっては、特定ラジオマイク及び地上デジタルテレビジョン放送の開局、運用状況に応じて、休止、周波数変更等を行わなければならないリスクがある。

【周波数割当計画（平成 24 年総務省告示第 471 号）】 関係箇所のみ抜粋

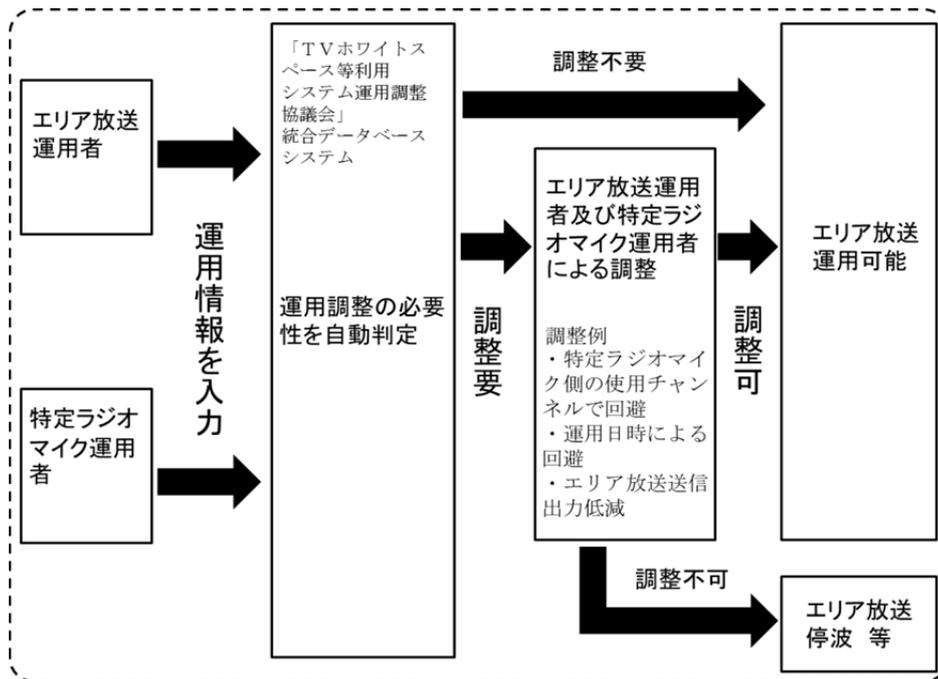
国内分配 (470MHz-710MHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件
放送（1次業務）	放送用	
陸上移動（2次業務）	放送業務用 一般業務用	特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用とする。
※放送（2次業務）	放送用	エリア放送用とする。

※放送業務の電気通信業務用（エリア放送用）及び放送用（エリア放送用）によるこの周波数帯の使用は、470-710MHz の周波数帯を使用する陸上移動業務の放送事業用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）及び一般業務用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）の局に対し、有害な混信を生じさせてはならず、同局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

【エリア放送と特定ラジオマイクとの運用調整のイメージ】

エリア放送を行う場合には、特定ラジオマイクとの運用調整を行う必要があることから、TVホワイトスペース等利用システム運用調整協議会に参加し、同協議会からの指示に従い運用調整を行うこととなる。

また、後日開設される特定ラジオマイクに対しても運用調整を行わなければならない。



3 エリア放送の規律

エリア放送はその運用に一定の制約があり、周波数の割当てに脆弱性を有していることから、基幹放送局に比して、さまざまな規制が緩和されている届出一般放送局に位置づけられている。このため基幹放送局では臨時目的の放送局や難視聴解消用中継局を除き開設が認められていない地方公共団体についてもエリア放送を開設することができる。

【地域密着型放送局の規律】

エリア放送と同様、地域密着型放送局の例として、コミュニティ放送及びCATV（引込端子501以上）について、放送法等の規律の差異をまとめる。

規律の種類		基幹放送事業者	一般放送事業者	
			登録	届出
		コミュニティ放送	CATV(引込端子501以上)	エリア放送
ソフト関係 (放送法)	番組準則	○	○	○
	字幕・解説番組の努力義務 (テレビジョン放送のみ)	○	○	○
	番組基準の制定	○	○	×
	放送番組審議機関の設置等	○	○	×
	訂正放送・取消放送制度	○	○	○
	放送番組の保存義務	○	○	×
	再放送(再放送同意)	○	○	○
	広告放送の識別の措置義務	○	○	×
	候補者放送(同等条件の放送義務)	○	○	○
	番組調和原則	○(一部除く)	×	×
	教育番組の対象の明確化	○		
	番組種別の報告・公表	○(一部除く)		
	災害放送	○		
学校向け放送における広告	○			
放送番組の供給に関する協定	○			
ハード関係 (電波法)	免許の取得	○	○	○

4 エリア放送で想定されるサービス形態

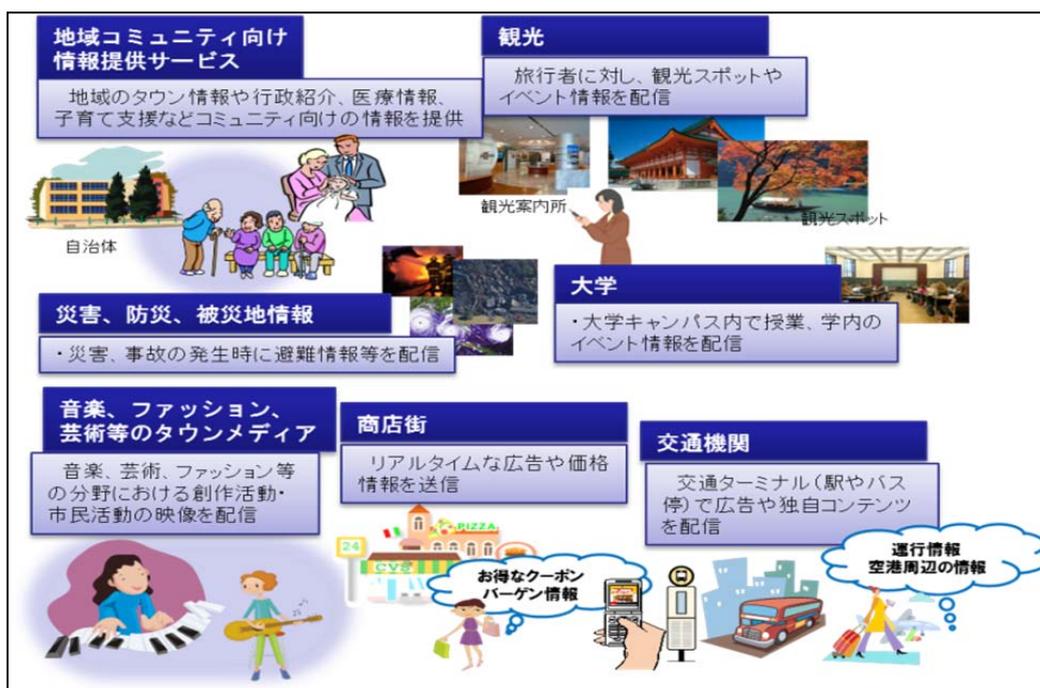
エリア放送の主なサービスの形態の類型は次表のとおりであり、実施期間やサービス分類などにより様々な利活用が想定されている。

【エリア放送のサービス形態】

サービス分類 (場所)	エリアの特徴 (サイズ、電波伝搬空間の形状の例)			実施期間
祭り・イベント	屋外	200m	見通しよい	短期日程
美術館・博物館	屋内	展示エリア×複数	狭い閉空間	営業日
スポーツ施設	屋外	200m	壁で囲い	試合時
遊園地	屋内・屋内	500m	建造物あり	営業日
バス停・駅	屋内・屋外	20m～200m	複雑な形状	年中
オフィス内等	屋内	10m～100m	狭い閉空間	年中
地下街	屋内	200m	格子状	年中
大学	屋内・屋外	400m～	建造物あり	年中
商店街	屋外	100m	格子状	年中
繁華街	屋外	200m～	複雑な形状	年中
特定地域全般	屋内・屋外	500m～	比較的広範	年中

【ホワイトスペース推進会議資料（平成24年6月）抜粋】

【エリア放送の利用イメージ】



第3章 エリア放送の状況

1 北海道におけるエリア放送の開設状況

北海道におけるエリア放送の開設状況は、下表のとおり平成27年7月1日現在で2事業者となっている。

今後も北海道内の複数の地域において、エリア放送を活用して様々な情報を提供しようとする動きがある。

事業者名	名称	主たる放送事項	免許年月
安平町	あびらチャンネル	公共情報、 地域情報 ほか	平成27年2月
株式会社豊多	ことにTV	商店街情報、 地域情報 ほか	平成27年5月

2 全国でのエリア放送の開設状況

全国で免許を受けているエリア放送は、平成27年7月1日現在で33事業者163局となっている。

全国の開設状況は参考資料5のとおりである。

3 先行事例紹介

エリア放送の課題及び解決策を検討するに当たり、既に開設している事業者や開設を検討している事業者の状況をヒアリングした。

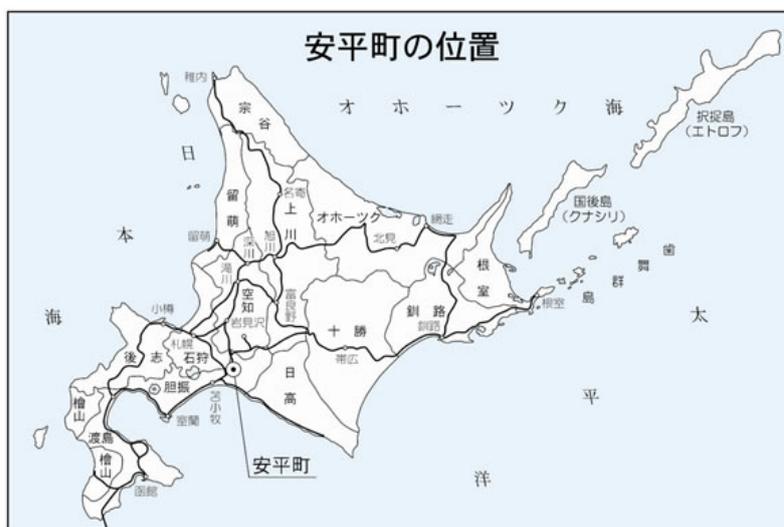
ヒアリング対象としては、北海道内でエリア放送を開設している安平町及び株式会社豊多、地方公共団体の取組例として、南相馬市及び行方市、まちづくりとしてエリア放送を進めている森ビル株式会社並びに大学キャンパス内でエリア放送に取り組む電気通信大学を選定した。

(1) 安平町「あびらチャンネル」(北海道)

ア 安平町の概要

北海道の南西部、胆振管内に位置し、北は由仁町、東は厚真町、南は苫小牧市、西は千歳市に隣接しており、東西約 17km、南北 25km の広がり、総面積 237.13 km²を有している。

基幹産業は農業で、稲作、畑作、酪農、畜産軽種馬と多種多様な農業が展開されている。また、全国有数の馬産地として数多くの名馬を輩出しているほか、アサヒメロンや、酪農を活かしたカマンベールチーズ等の乳製品、全国へ発送する「雪だるま」などが特産となっている。



イ 「あびらチャンネル」の概要

「あびらチャンネル」は、平成 27 年 2 月に北海道で最初のエリア放送として開局した。「あびらチャンネル」では、地域に密着した「町民による町民のための情報番組」を放送するため各種イベントや町内団体等を取材し、担当職員が編集を行い、2 週間に 1 度の更新を行いながら運用している。

なお、平成 26 年度においては安平町遠浅地区をエリアとする基地局 7 局を整備し、今後、他の地域においても順次エリアを拡大する予定としている。

【あびらチャンネルでの番組例】

番組名	番組内容
アビラのできごと	約2週間分の町内のできごとを放送
あびらチャンネルスペシャル	町内イベント、行事を特別番組として、イベント全容を放送。
あびらのちから	町内で活動する団体の活動を紹介する番組。随時出演団体を募集中。
体操教室&貯筋教室	せいこドームで行われている、ストレッチ教室を番組化したもの
サイエンスチャンネル	独立行政法人科学技術振興機構より提供された科学技術の普及などを目的とした教育番組

ウ 「あびらチャンネル」検討の経緯

合併前の旧町（追分、早来）時代から、住民への情報伝達手段が課題となっていたことから、平成 24 年に急務である「緊急時の情報伝達手段」として MCA 無線網を活用した防災行政無線を構築した。しかしながら、防災行政無線設備はその性質上、安平町が情報伝達手段として理想と考える「平時においても有効活用が可能な緊急情報伝達手段の確立」には至らず、「聞こえない」「聞き返しができない」など緊急時における課題もあった。

このため、次の要件を備えた防災行政情報告知ネットワークの構築をするに至ったものである。この防災行政情報告知ネットワークの重要な構成要件としてエリア放送が位置づけられた。

- ・日常生活に溶け込んだものでなければならない
- ・迅速な情報提供のため、最小限の操作で各媒体（防災行政無線、エリアメール、ホームページ等）へ差異のない情報を提供できること
- ・財政的負担の軽減を見込めるもの（経費の圧縮）

エ その他

平成 26 年度に 7 局を整備した富岡地区（遠浅地区内）の設置では、一部に既設 FWA の設備を利用しアンテナ等を設置することにより費用の軽減を図った。また一部区間に光ファイバケーブルを新たに敷設している。

(2) 南相馬市「みなみそうまチャンネル」 (福島県)

ア 南相馬市の概要

南相馬市は、平成 18 年 1 月 1 日、旧小高町、旧鹿島町、旧原町市の 1 市 2 町が合併して誕生した。

南相馬市の位置は、福島県浜通りの北部で太平洋に面し、面積は 398.58 km² である。東京からの距離は 292km で、いわき市と宮城県仙台市のほぼ中間に位置している。



【南相馬市のホームページから転載】

イ 「みなみそうまチャンネル」の概要

南相馬市では、東日本大震災の津波と翌日発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多くの市民が避難を余儀なくされている。

このような背景から「みなみそうまチャンネル」は、仮設住宅、避難所を中心とした地域社会のコミュニケーションを円滑化することを目指しており、市長からのメッセージ、市が実施する行事、学校行事、生活情報、復興状況などを取材し届けるとともに、市のお知らせ（広報や市の HP に準ずる）や市内各地の放射線モニタリング情報等をデータ放送にて視聴者に届けている。

特徴として、「みなみそうまチャンネル」は「アクトビラ」へコンテンツを配信しており、全国に避難している市民がリアルタイムでエリア放送と同じコンテンツを視聴することができる。



【南相馬市のホームページから転載】

ウ 「みなみそうまチャンネル」検討の経緯

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の津波と翌日発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多くの市民が避難を余儀なくされ、震災前 71,000 人の人口が約 10,000 人まで減少してしまっただ。このため、市内に残った市民と市外に避難した市民に市からの情報、生活物資支給情報、被災情報、安否情報を提供するための情報伝達手段を模索していた。

当時は広報紙、ホームページ、防災無線があったがどれも満足に機能せず、新たな情報伝達手段を必要としていた。

この時、天明の大飢饉時代より関係があった富山県南砺市より地上デジタル放送のホワイトスペースを利用したテレビ放送の提案を受けたことが開局に繋がったものである。

エ その他

置局については津波被害及び原子力発電所被害にて居住困難となった地区を除く市内全てのエリアを対象に計画したため、重複する区域が生じ、それらの区域の混信対策が必要となることから、市が整備したイントラネットの芯線を利用した混信対策(SFN)技術を活用し対応した。出来る限り早期な運用が求められるため、置局に当たっては既存の防災無線柱に共架するなど、できる限り既存施設の再利用による置局を計画した。

また、重複の心配のない地区は混信対策が必要ないため通信事業者の回線を利用し整備した。

置局は、放送エリアの基準となる $55 \mu V/m$ 以上の電界強度が確保でき、また、受信者ができる限りアンテナの方向調整を行わなくて済むよう、出来る限り既存放送局の送信方向から電波を送出できるよう計画した。

(3) 行方市（茨城県）

ア 行方市の概要

行方市は、茨城県の東南部にあり、東京都心から約 70km、県都水戸市から約 40km の距離に位置しており、東西約 12km、南北約 24km、面積は、166.33 km²、霞ヶ浦と北浦を含めると 222.38 km²となる。

霞ヶ浦湖岸の一部は水郷筑後国定公園に指定されており、美しい自然景観を有している。

今後は、茨城空港開港による観光面の活性化や、東関東自動車道水戸線の開通による、首都圏及び北関東との交流促進や連携強化による地域経済の発展等、飛躍的に向上することが期待されている。



【行方市ホームページから転載】

イ エリア放送の概要

平成 27 年 4 月に予備免許を受け、平成 27 年 10 月に一部開局に向けて準備が行われている。平成 28 年度末には市の全域をエリアとし開局する予定である。

また、放送開始までの取組として、インフラの整備の一方で、しっかりとした住民への周知とともに有益な情報発信が住民の利用価値の鍵を握るものと認識しており、庁内はもとより、議会及び住民と一体となった活用協議を推進することとしている。

活用気運の醸成においては、将来世代を中心とした、情報発信能力の長けた人財(人材)育成が極めて重要であることから、中・高等学校等と協同推進するとともに、「地域メディアプロデューサー育成講座」と銘をうち、一般住民を対象とした映像編集等の専門講座を企画している。

ウ エリア放送検討の経緯

平成 23 年 3 月の東日本大震災及び平成 25 年の台風 26 号によって、多大な被災を受け、さらに、全国で増加している様々な災害に対する防災・減災対策が地方自治体に求められているところであることから、行方市は市民の一層の安心・安全な環境づくりを目指し、災害警報や避難情報を市民に迅速かつ確実に伝達するための検討を始めていた。

一方、総務省におけるホワイトスペースのエリア活用が制度化されたことに伴い、エリア放送を導入することにより、既存の防災情報の伝達手段である防災行政無線やＬアラートを補完し、迅速かつ利便性の高い情報伝達手段であるとともに、地域に密着した情報伝達、データ放送の併用による市民との双方向でのコミュニケーション・ツールとしての効果も期待できる等の理由から取り組んだものである。

(4) 株式会社豊多「ことにTV」(北海道)

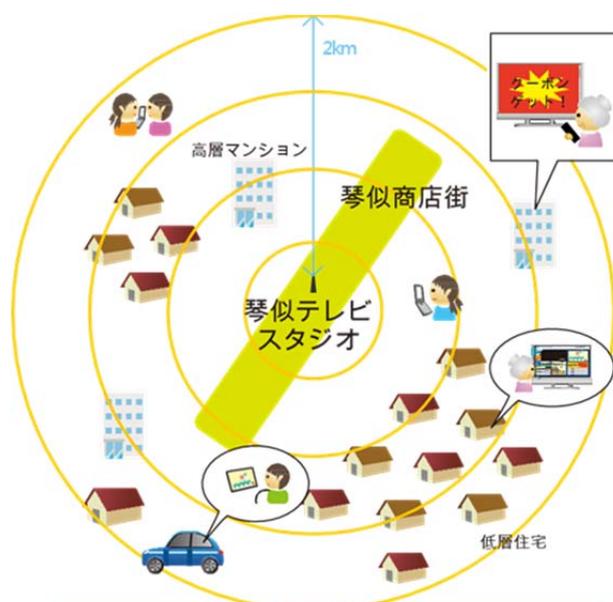
ア 「ことにTV」の概要

「ことにTV」は、琴似地区の再開発事業を行う株式会社豊多が地域の魅力向上と琴似商店街の活性化を目的に札幌市西区の琴似、八軒地区を主たるエリアとして平成27年6月に開局した。

琴似商店街は、JR 琴似駅と市営地下鉄東西線琴似駅の間に位置し、一日を通じて人通りが多く、午前中は年配の方がショッピングに訪れ、午後からは学生の方が学校帰りに立ち寄り、夜になると会社帰りの方が多くなる傾向にある。また、このエリアにおいては「JR 琴似駅再開発事業」が取り組まれていることから、中高層マンションが多いといった特徴がある。この特徴を活かしてエリア放送のコンテンツをマンション共聴に配信するなどの工夫がなされている。

イ 「ことにTV」検討の経緯

札幌市西区琴似地区で不動産業を営む株式会社宮坂振興社、都市再開発に取り組む株式会社豊多では新たな地域活性化策の検討を行ってきた中でエリア放送の制度を知り、平成26年から琴似商店街振興組合と連携し準備をすすめ、平成27年6月にエリア放送を開局した。



「琴似エリア専用テレビ局」イメージ図

【ことにTVから提供】

(5) 森ビル株式会社「六本木ヒルズエリア放送」(東京都)

ア 「六本木ヒルズエリア放送」の概要

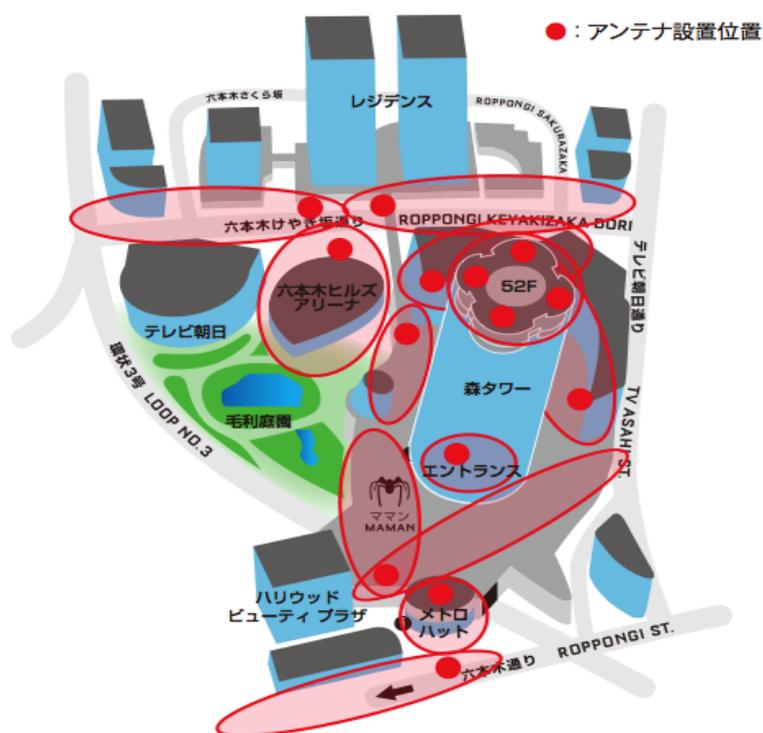
東京都港区六本木の森タワーエントランスロビー、メトロハット内、66 プラザ、ウエストウォーク、六本木ヒルズアリーナ、六本木けやき坂通り、森タワー52階展望エリア、大屋根プラザ、六本木通りにおいて、一般来街者、オフィステナント等向けに平常時・非常時の放送を行っている。また、六本木ヒルズで行われるイベントやセミナーレポートなどの放送が特徴として上げられる。

イ 「六本木ヒルズエリア放送」検討の経緯

森ビル株式会社では建物だけではなくエリアの価値を高める都市作りに着手し、その一環としてエリア放送を盛り込んだ情報発信の仕組みづくりを検討してきた。

森ビルが運営する六本木ヒルズには、事務所、住宅、店舗のほか、カンファレンスや美術館、その他各種用途施設が複合的にあり、平成15年の竣工以来、自前のミニ放送局から、定期的に、各種情報を敷地内約250面のモニターに配信してきた。

エリア放送は、災害時においても輻輳しないといった特徴があることから、平成23年3月11日の東日本大震災後、総務省実証事業に参画し、平成24年より実免許を取得し、今に至っている。



【森ビル資料から転載】

(6) 電気通信大学「調布ワンセグ」(東京都)

ア 電気通信大学の概要

大正 7 年に設置された無線電信講習所が前身で昭和 24 年に大学になった。本拠地は東京都調布市である。

学部は情報理工学部のみで総合情報、情報・通信工、知能機械工、先進理工の 4 学科と先端工学基礎の 1 課程があり学生数は 4,000 人で大学院は情報理工工学研究科と情報システム学研究科があり、約 1,300 人が学ぶ。

イ 「調布ワンセグ」の概要

東京都調布市において、電気通信大学のキャンパスをエリアとして放送されている。

特徴としては、自動放送のシステムを構築しており、独自構築した SNS や、地域メディアから情報を取得して内容を検査し、放送画面を作画して放送に反映するまでの一連の処理を自動的に行うことが可能となっている。

また、同放送局では、市内で開催される映画祭やスタジアムでの駅伝大会等のイベントの情報発信支援のほか、防災訓練においてエリア放送を用いた実証実験を行っている。

平成 27 年 6 月には送信所を増設してキャンパス内の不感地帯の解消や調布市内へのエリア拡大を行った。



【電気通信大学から提供】



ウ 「調布ワンセグ」検討の経緯

電気通信大学では課題実践型授業の一環としてエリア放送（ワンセグ型）を導入しており、受講学生が主体となって地元イベントでの実証実験や、放送に必要なシステム開発を行い、教育と地域情報化に役立ててきた経緯にある。

平成 25 年 8 月からは地上一般放送局としてキャンパス内でのエリア放送を開始し、自治体向け災害放送システムや自動放送システムの開発を通して番組運行の省力化・無人化を推進している。

第4章 エリア放送の課題の検討

先行事例調査等に基づき、エリア放送の導入を検討する際に直面する代表的な課題を、構築時及び運用時に分けて整理した。

		課 題
第5章 構築時の課題	1	初期費用負担が大きい
	2	受信アンテナの変更等、視聴者に費用負担が発生する可能性がある
	3	送信設備の設置場所の選定に時間がかかる
	4	送信アンテナの設置が困難な場合がある
	5	祭り・イベント等でエリア放送を短期間で開局する場合、電源や番組伝送用の有線回線の準備が困難な場合がある
	6	特定ラジオマイクの運用により、エリア放送を度々休止しなければならないのではないか
	7	TVホワイトスペース等利用システム運用調整協議会への加盟及び運用調整費用負担が不安
第6章 運用時の課題	1	運営費用の負担が大きい
	2	運営に関わる人材の確保が難しい
	3	著作権処理の対応が難しい
	4	放送基準や肖像権処理の対応が難しい
	5	視聴可能世帯にもかかわらず、実際には視聴していない
	6	期間限定イベント等のエリア放送を受信するには手動でその都度チャンネル設定を行う等、煩雑である
	7	住民やイベント来場者への認知度を上げないと見てもらえない
	8	特定ラジオマイクとの運用調整の方法がわからない
	9	受信障害申告があった場合の対応がわからない

第5章 構築時の課題と課題解決のポイント

先行事例におけるエリア放送構築時の課題及び課題解決手法について整理する。

1 初期費用負担が大きい

【課題解決のポイント】

- 効率的な置局により置局数を減らすことが重要だが、レピータの活用により番組中継回線の整備費用を抑えることや、エリア放送以外の情報伝達システムとの併用により置局数を減らす、また、既存の施設の利用により構築費用を抑えることも可能である。

(1) レピータの併用による経費の削減

レピータとは他のエリア放送の電波を受信し、同一周波数で再送信する設備であり、番組中継回線を使わずに置局したり、同一周波数で放送エリアが重複している場合の混信対策（SFN）として活用することが可能である。

南相馬市、株式会社豊多でも活用されている。

ビル屋上でのレピータ設置状況



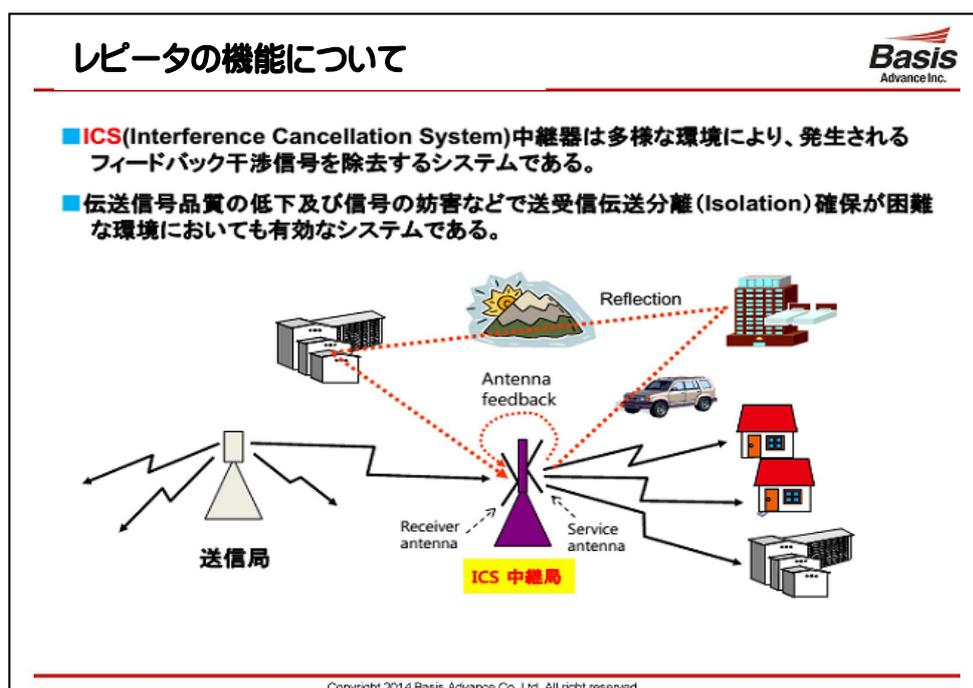
【利点】

- ・ 難視聴対策のほかに、多段中継によるエリアの確保のための活用が可能である。
- ・ 多段中継の場合、一定の伝送距離を超えると光ファイバケーブル整備よりも安価にシステム構築が可能である。
- ・ 車載の地上デジタルテレビジョン放送受信では複数のアンテナで受信した信号を合成することで、通常だとワンセグしか受信できないところでもフルセグ受信が可能となる事例があり注目を集めている。（車載TV受信機の技術）

レピータ整備において車載 TV 受信機の技術を活用すれば比較的電波が弱い地点においても良好に放送波を受信することが可能になり効果的に多段中継が可能となる。

【考慮すべき点】

- ・ 中継局（レピータ）ごとに免許申請が必要である。
- ・ システムが比較的高価なため、必ずしも費用負担を軽減できるものではない。



【検討会資料から抜粋】

(2) エリア放送と他のシステムを併用して経費を削減する

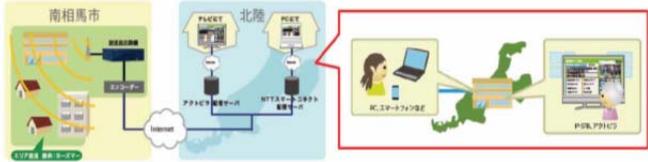
ア アクトビラを併用

アクトビラは、対応テレビ等をブロードバンド回線に接続するだけで、高画質で映画などの映像作品が楽しめ、TVリモコン一つで様々なサービスが利用できる。

エリア放送の番組（コンテンツ）をアクトビラの配信サーバーに載せることにより、ブロードバンド回線に接続した全国のアクトビラ対応テレビでエリア放送の番組を見ることができる。

■2011年9月 実験概要

▼みなみそうまチャンネル 実験概要▼
遠隔地に一時避難している方々に対し、通信（テレビ、パソコン、スマートフォン）を使った情報提供を実施。実験期間 2011年9月1日～2011年12月31日



▼アクトビラ上での導線▼
被験者が利用している「テレビの型番とご利用地域の郵便番号」がマッチングしたアクトビラ対応機のみ入口を表示（アクトビラ機器認証を活用）

▼アクトビラトップ



▼みなみそうまチャンネルトップ



▼動画(イメージ)



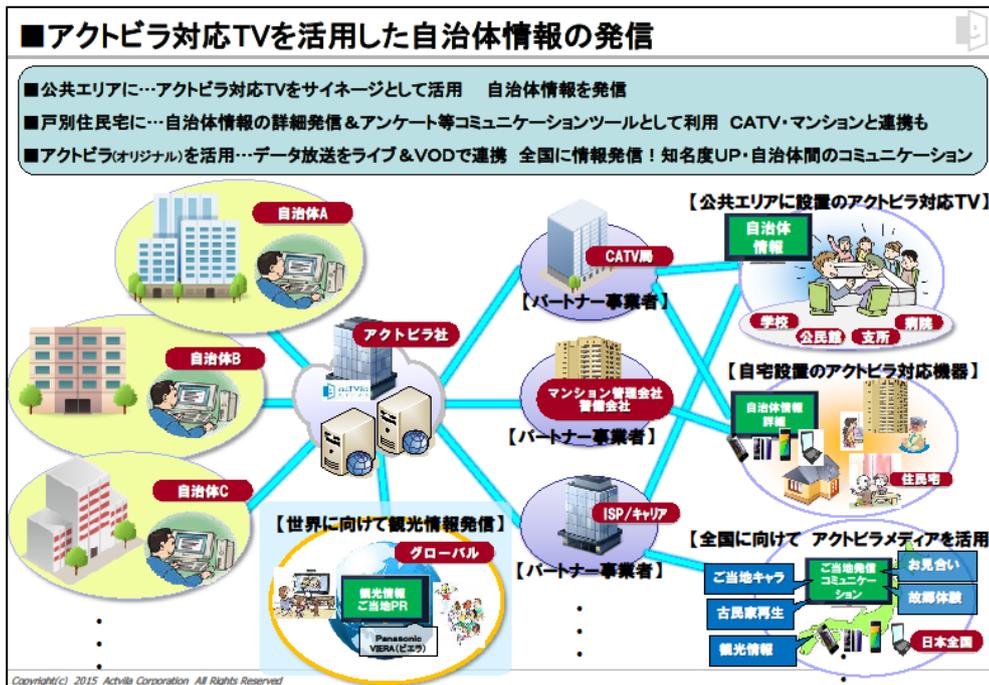
【南相馬市でのアクトビラ活用実験（検討会資料から抜粋）】

【利点】

- ・既存のテレビ（アクトビラ対応機器）を利用し導入が可能である。
- ・電波が届かない地域への補完として有効である。
- ・地域の情報を全国へ発信する手段として有効である。
- ・コンテンツ交換などにより、番組制作費用等の軽減策として有効である。

【考慮すべき点】

- ・実施主体により料金体系が異なり、自治体向けメニューはまだ設定されていない等、今後、調整が必要となる。
- ・視聴にはブロードバンド環境が必要となる。



【検討会資料から抜粋】

イ 既存のインフラ（光ファイバケーブル等）を併用し経費を削減

【利点】

- ・北海道内では全戸に光ファイバケーブルを引き込んでいる自治体があり、エリア放送の番組送出設備と接続することによるエリアの拡大が可能である。
- ・自治体が整備する場合、番組伝送回線に既存光ファイバケーブルを活用、また空中線柱として既存の防災行政無線の鉄塔等の活用が可能である。

【考慮すべき点】

- ・セットトップボックス（STB）が必要になる場合があり、受信側で新たな設備が必要になる可能性がある。
 ※STB とはケーブルテレビ放送や衛星放送、地上デジタルテレビジョン放送、IP 放送（ブロードバンド VOD など）などの放送信号を受信して、一般のテレビで視聴可能な信号に変換する装置。
- ・国の補助金等で整備した既存施設を活用する場合は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 38 年法律第 179 号）による財産処分の手続きが必要となる。

システム概要



【検討会資料から抜粋】

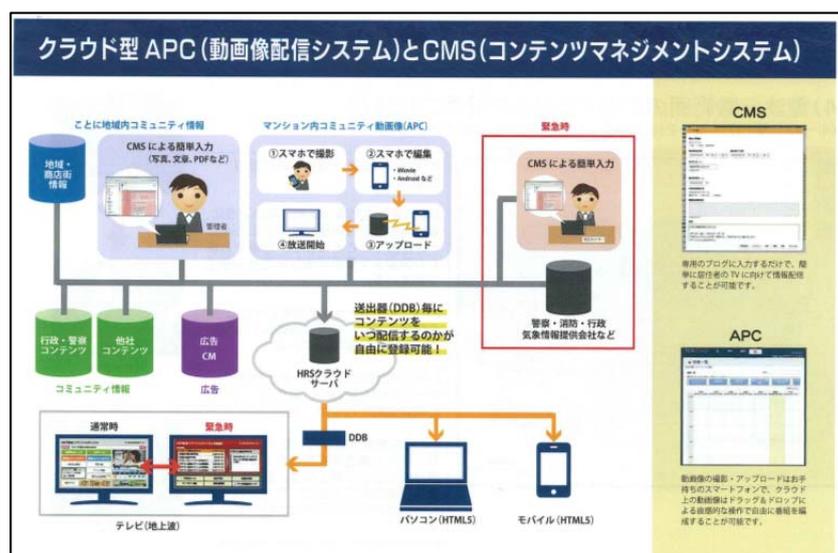
ウ システム設計として番組制作設備等をクラウド化し複数のエリア放送事業者でサーバー等を共用することによりコストを削減

【利点】

- ・ 共同利用するエリア放送事業者が多くなるほど費用負担が安価になる。

【考慮すべき点】

- ・ 共同利用設備の運用管理が適切に行われないと、不具合等の影響が共同利用するエリア放送事業者全体に及ぶ。特にセキュリティ対策が十分に行われていなければならない。



【クラウド型 APC を活用したシステムイメージ (検討会資料から抜粋)】

2 受信アンテナの変更等、視聴者に費用負担が発生する場合がある

既存のテレビで受信する場合、電波の到来方向や周波数によっては新たに受信アンテナの整備等が必要になる場合がある。（受信アンテナの受信帯域、受信方向の差異による利得減が原因）

【課題解決のポイント】

- 送信周波数（チャンネル）の事前検討の際にエリア内の家庭で受信している基幹放送局の送信チャンネルの周辺チャンネルを優先させる。（エリア放送の送信周波数は総務省が割り当てることとなっている。）
- エリア放送の送信点（送信設備設置場所）の検討の際には、可能な限り現に受信している地上デジタルテレビジョン放送の送信方向を優先させる。
- 地上デジタルテレビジョン放送の受信障害対策中継放送を行う放送局（ギャップフィラー）に、エリア放送用設備を設備共用等により設置できれば、受信者はアンテナの方向を全く気にせず受信が可能となる。

【考慮すべき点】

ギャップフィラーとの設備共用等に関しては次の点を考慮すべきである。

- ギャップフィラーの空中線電力とエリア放送の空中線電力との差が、送信側及び受信側にどのような影響を及ぼすのか、検討が必要である。
- エリア放送の周波数がギャップフィラーの周波数と近接しているとは限らず、どこまで設備共用ができるのか検討が必要である。
- 現行のギャップフィラー設備は、エリア放送用設備との共用を想定していないので、技術基準の適合性等の認証が必要となる。
- 補助金により建設されたギャップフィラーについては、財産処分等が必要となる可能性がある。

3 送信設備の設置場所の選定に時間がかかる

道内市町村は丘陵地が多く、さらに防風林等の遮蔽物が多いため送信設備の設置場所の選定に時間がかかる。

【課題解決のポイント】

- 事前に地図で周辺の丘陵の高低差を把握し、防風林がある場合は現地で高さを確認する。樹木は季節により葉が多くなり障害になることも想定する。

4 送信アンテナの設置が困難な場合がある

送信出力が小さく、受信可能エリアが狭いため、送信アンテナ設置場所の選定が困難な場合がある。

【課題解決のポイント】

- 公有地の使用の可否について、自治体と調整を図る。
- 地元有識者、企業、団体など協力してもらえる団体に働きかけ、設置場所の提供や支援を受ける。
- 商店街の街路灯電柱等への共架を検討する。

5 祭り・イベント等でエリア放送を短期間で開局する場合、電源や番組伝送用の有線回線の準備が困難な場合がある

【課題解決のポイント】

- イベント等短期間の放送については、観光案内所の電源を借りることで対処した例がある。また、電気自動車を電源として活用することも可能である。
- 番組（コンテンツ）伝送用回線について有線（LAN）の回線が準備できない場合はワイヤレス（FWA等）回線を使用する。
- 常時、同じ番組を流す場合は送信機の内蔵ROMに放送データを入れ再生することで、回線設置の必要がなくなる。

- 6 特定ラジオマイクの運用により、エリア放送を度々休止しなければならないのではないか

【課題解決のポイント】

○事前に運用調整を行うことが必要であるが、以下の留意点がある。

【留意点】

- 運用調整を行う特定ラジオマイクは、高音質のワイヤレスマイクで不特定多数の方々が日常的に使用するとは考えにくい。
- 音楽イベント等では多くの特定ラジオマイクが利用されることから、放送局スタジオ、コンサートホール、イベント会場、ショッピングモール、ドーム球場等に近接している地域でのエリア放送は、運用休止のリスクが高くなると考えられる。

- 7 TV ホワイトスペース等利用システム運用調整協議会への加盟及び運用調整費用負担が不安

【課題解決のポイント】

○エリア放送開局に当たっては、当該協議会への加盟が条件であり、開設時の資金計画において、計上しておくことが重要となる。

【登録費用及び運用調整費用】

○平成 27 年 7 月 1 日現在、初期の登録費用として、免許人登録費 13,000 円、エリア放送免許登録費 1,000 円/局、また、毎年運用調整費用として、4,800 円/局の費用が必要となっている。

第6章 運用時の課題と課題解決のポイント

先行事例におけるエリア放送運用時の課題及び課題解決手法について整理する。

1 運営費用の負担が大きい

番組作成に関し家庭用のテレビ受信を前提とすると大画面での視聴に耐えられるような番組内容が求められ、専門スタッフが必要となり運用費用が高くなる

【課題解決のポイント】

- 簡易に番組を作成できるシステム等を活用する。
 - ・ SNS からの投稿を利用した自動番組制作システム。
 - ・ 町の様子を映し出す街頭テレビカメラ等。
- 番組（コンテンツ）放送時にコンテンツ提供者の広告を放送することでコンテンツ利用料金を安く抑える。
 - ・ スポンサーの宣伝を兼ねた番組を制作する。
- 番組（コンテンツ）を無償で貸してもらえる機関に協力を依頼する。
 - ・ 公的機関（国立研究開発法人科学技術振興機構、警察等）等。
- 関係者でコンテンツの共有を行う。
 - ・ 複数のエリア放送事業者によるコンテンツの共有を行う。
 - ・ 番組送出装置等をクラウド化して他のエリア放送事業者とサーバーの共有によりコストを削減する。
- 地域組織との連携を強化しコストの削減を図る。
 - ・ 地域のボランティアスタッフを活用する。
 - ・ 地域商店街等の協力を得て番組制作を行う。

2 運営に関わる人材の確保が難しい

地方の小さな町では、番組制作等のための人材を募集してもなかなか集まらず、その一方で地域情報を発信するためには、地元精通している人でなければ難しいため、地域で自ら人材を育てなければいけない。

【課題解決のポイント】

- 地域での人材育成を推進する。
 - ・地域住民向けとして放送コンテンツ制作教室や先進地の視察研修を実施し、官民協働の人材育成を行う。
 - ・プロ、アマ、年齢などを問わず、動画コンテストを実施し、人材発掘につなげるほか、コンテスト内容を番組として活用する。

3 著作権処理の対応が難しい

番組制作・放送に当たって使用する楽曲の著作権処理、料金支払い方法のノウハウがない。

【課題解決のポイント】

- 関係団体による協議会等を設立し、一括して事務処理手続きを行うことなどを検討。
- 放送エリアに応じた著作権料算定基準について著作権管理団体に相談する。
- 著作権が発生する新聞社等の広告を掲載することで、著作権料を安くしたケースがある。
- できる限り著作権フリーの音源を利用する。

【テレビ番組での新聞記事等二次利用の留意点等】

- 著作物を別の用途に利用する場合（『二次利用』という）は、著作権者の許諾が必要となり、新聞の場合は、記事、撮影した写真、記事や写真をレイアウトした紙面等に対しては、新聞社が著作権を保有する。
- 新聞記事の読み上げ、記事の切り抜きやパネルに貼った紙面を画面に映す、写真のアップを画面にインサートする、ドラマの小道具として新聞を使う、ということが二次利用に当たり、いずれの場合も著作権者の許諾が必要となる。
- 著作権者との間で利用1回ごとの許諾のほか、長期の許諾契約を結ぶ場合もある。
- 紙面に掲載されている写真に人物が写っている場合は、その人物に使用を許諾してもらう必要がある。

4 放送基準や肖像権処理の対応が難しい

地域の行事を放送する際の肖像権処理や放送基準の作成方法のノウハウがない。

【課題解決のポイント】

- 事前に取材許可を得て十分な確認をとるとともに、撮影に当たっては、撮影していることを周りの人にわかりやすくアピールする。
- 取材インタビュー時、放送される旨の事前承諾とその放送日時や連絡先を明確に当事者に伝える。
- 撮影した時の状況や放送する内容等により、個々に判断するケースが多いため、放送までの段階で複数の過程で内容チェックを行い主体的に判断する。

【放送基準作成や肖像権処理の留意点等】

- 放送番組の編集に対する放送法の規律は、放送法上の放送事業者に等しく及ぶものであるため、番組基準の制定義務を負わないエリア放送であっても放送基準は制定すべきである。
- 放送基準は、（一社）日本民間放送連盟放送基準や（一社）日本ケーブルテレビ連盟放送基準に準じたものが適当と考えられる。
- 肖像権について、「ぼかし」を入れる明確な基準はなく、判例を参考に判断することとなる。
- 映像に写り込んでいる人の行動や格好が、一般的に見て本人やその家族にとってあまり好ましくない様子・状況を捉えているわけでもなく、個人が特定できる程度に大写しになっている場合は、ニュース報道のための使用など公益上の必要性が認められる場合を除いて、ケースバイケースで問題の有無を判断することになる。

5 視聴可能世帯にもかかわらず、実際には視聴していない

【課題解決のポイント】

- 状況を把握し、対策を行う。
 - ・実際にエリア内の世帯がどのくらい受信しているのか、何が障害となっているのか把握するため、エリア内の各世帯にアンケート調査（見ている。見ていない。見ない理由。）を行う。
 - ・アンケート結果からチャンネル設定ができていない場合は個別対応を行う。また、アンテナが対応していない場合は方向調整及び専用アンテナの設置を働きかける。

- ・高齢者家庭等でテレビのチャンネル設定が難しいことが原因の場合は周辺の家電販売店に対応方法を周知し協力を依頼する。

6 期間限定イベント等のエリア放送を受信するには手動でその都度チャンネル設定を行う等、煩雑である。

【課題解決のポイント】

- チャンネル設定の周知をきめ細かく行う。
- イベント会場にチャンネル設定の説明ブースを設置する。
- QRコード、電気通信大学が開発したアプリ、ICカード等チャンネル自動設定を行うためのシステム活用を検討する。

7 住民やイベント来場者への認知度を上げないと見てもらえない

エリア放送は認知度が低いいため、どのような番組が放送されるか関心を持ってもらえないと見てもらえない。

【課題解決のポイント】

- 効果的な周知を行う。先行事例として次のような周知活動や番組制作が実施されている。
 - ・タウン誌に広告をのせPRする。
 - ・デモ用のテレビを駅やショッピングセンター等多くの人が集まる場所に設置しPRする。
 - ・開局イベントによりPRする。
 - ・イベント会場でのぼり旗を設置する。
 - ・イベント会場でチャンネル設定の説明ブースを設置する。
 - ・スタジアム等でのイベントでは大型ディスプレイにエリア放送の説明を表示してもらう。
 - ・番組内容を充実させる。
 - ・魅力あるコンテンツを提供しPRする。
 - ・地域に密着した情報を提供する。
 - (例) 地域情報でネットでの公開情報を入手する。
 - 地域の犯罪情報「警察」
 - 列車の遅延情報「JR等」
 - 民間の駐車場の空き情報

8 特定ラジオマイクとの運用調整の方法がわからない

【課題解決のポイント】

○エリア放送の開局に際しては、特定ラジオマイクとの運用調整を円滑に実施するため、「TV ホワイトスペース等利用システム運用調整協議会」に加盟することが条件となっている。

（第2章 エリア放送の概要【エリア放送と特定ラジオマイクとの運用調整のイメージ】を参照。）

【運用調整の概要】

○エリア放送及び特定ラジオマイクはその実運用情報を当該協議会に登録することとなっている。協議会では、特定ラジオマイクとエリア放送間で運用を調整しなければならないと判断されたときには、特定ラジオマイク免許人とエリア放送免許人それぞれに運用調整指示が発出される。運用調整に当たっては、特定ラジオマイク側が影響を受けないチャンネルでの運用が可能か否か検討され、不可能な場合には、特定ラジオマイクの運用時間でエリア放送を休止することとなる。

9 受信障害申告があった場合の対応がわからない

エリア放送は、電波の強さが弱い状態で視聴されることが多く、かつ、低い位置から送信されることが多いと考えられることから、植栽の状況や積雪の状況の変化、構造物の設置等により、受信が不安定になったり不可能となる場合が十分に想定される。

【課題解決のポイント】

○受信障害申告窓口を設置する等、視聴者からの受信障害申告への対応に当たる。申告対応に当たっては、専門的知識を必要とすることから、ノウハウの取得に努めるとともに、すでにノウハウを有する企業や地元家電販売店等の協力体制を築いておくことが有効。

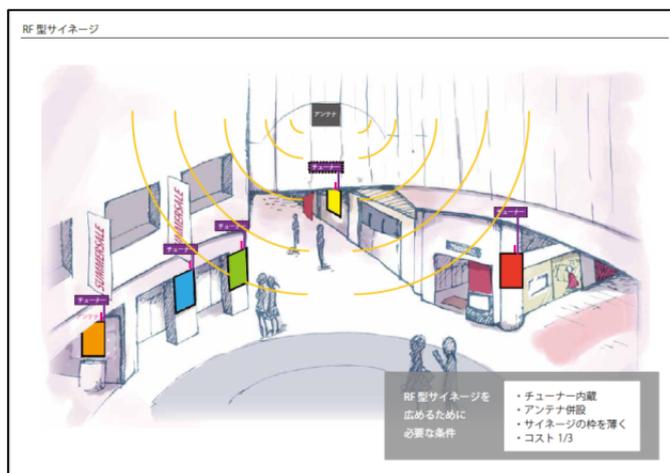
○エリア放送は、電波が弱い状態で視聴されることが多いため、日頃より視聴可能地域の状況を把握することが重要。

第7章 エリア放送の特色を生かした利活用事例

エリア放送は、まだ認知度は高いとはいえないが、その特色を生かした様々な利活用方法が検討され、更なる可能性を秘めている。現在、検討（一部実用化）されている利活用事例を紹介する。

1 デジタルサイネージ

商店街等でデジタルサイネージを使用するためには、サーバーからディスプレイまでの配線工事が必要な場合がある。しかし、エリア放送を利用することにより、配線工事が不要となり、ディスプレイを設置するだけでデジタルサイネージを利用した効果的な宣伝を行うことが可能となる。

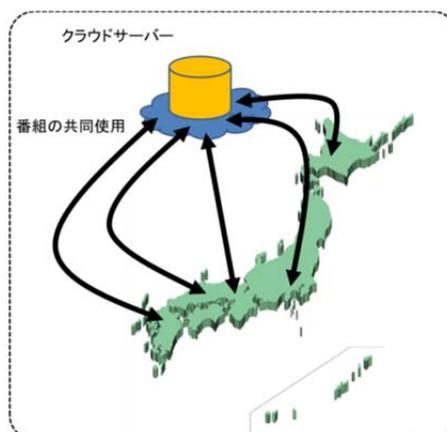


【検討会資料から抜粋】

2 クラウドを活用した事業の展開

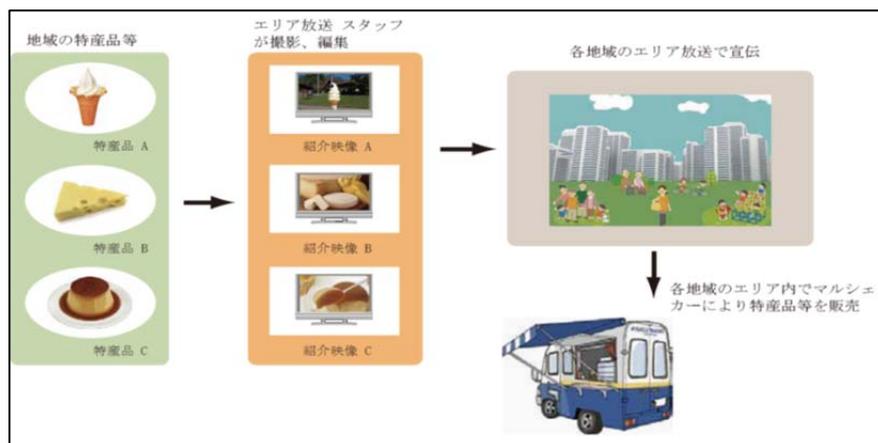
エリア放送は、少ない要員や機材等で番組制作を行うことが多く、オリジナルコンテンツを作成することが負担となる場合がある。

このため、他の地域で作成されたエリア放送のコンテンツをクラウド上で共有し、利活用することで、番組制作の負担を軽減することができる。



3 小エリアの特徴を生かした事業の展開

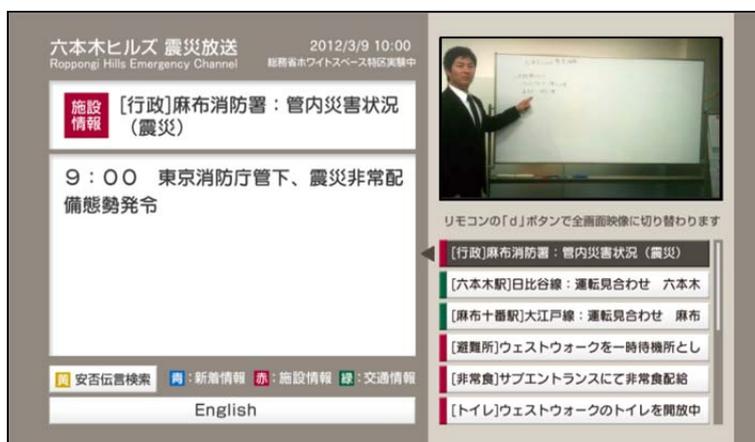
小エリアの特徴を生かし、エリア放送で地域の特産品等の宣伝を行い、放送エリア内で移動販売車等を使用した特産品の販売を行う。また、「2 クラウドを活用した事業展開」により、それぞれの地域の物品紹介・販売を相互に行うことができ、エリア放送の副次的な収益の向上や特産品の販売による地域の活性化に繋がることが期待できる。



4 防災面での利活用

エリア放送は、災害の発生直後でも携帯電話やインターネット通信等と異なり、回線の混雑や断線などのトラブルもなく、輻輳しない情報伝達手段となる。また、ウェブとの連携により、常時—発災直後—復旧後のいずれの状況においても、必要な情報の入手が可能である。

ただし、エリア放送の運用にあたっては、特定ラジオマイク及び地上デジタルテレビジョン放送の開局、運用状況に応じて、休止、周波数変更等を行わなければならないリスクがある。



【検討会資料から抜粋】

参 考 資 料

- 参考資料 1 「エリア放送の利活用に関する検討会」開催要綱
- 参考資料 2 「エリア放送の利活用に関する検討会」構成員名簿
- 参考資料 3 「エリア放送の利活用に関する検討会」開催状況
- 参考資料 4 参入に当たって必要な手続き、適用される法令等
- 参考資料 5 エリア放送の開局一覧

参考資料 1

「エリア放送の利活用に関する検討会」開催要綱

1 背景、目的

北海道では過疎化・高齢化等の社会問題並びに地域経済の疲弊及び地場産業の後退への対応が課題となっています。これらの課題解決にあたっては、生産活動の効率化に大きく貢献し、生活を便利にするICTの利活用が地域経済の活性化のための重要な鍵として期待されています。

本検討会では、その方策の一つとして期待されているエリア放送の北海道内への展開を図るべく、エリア放送の立ち上げ及び運営等の課題の整理、解決策等について、検討を行うことを目的として開催します。

2 名称

本検討会の名称は、「エリア放送の利活用に関する検討会」（以下、「検討会」という。）とします。

3 検討内容

- (1) エリア放送の立ち上げに必要な基本的な知識（制度等）の把握。
- (2) 先進事例のヒアリング及び施設見学等により運営体制構築に関する手法の検討。
- (3) 検討会で明らかになった課題の解決策の取りまとめ。
- (4) その他関連する事項。

4 構成・運営

- (1) 検討会は、総務省北海道総合通信局長の検討会として開催する。
- (2) 検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 検討会には、座長を置く。
- (4) 座長は検討会構成員の互選により定める。
- (5) 検討会は、座長が招集し、主宰する。
- (6) 検討会は、原則公開とする。ただし、検討会の開催に際し、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合等、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。
- (7) 検討会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (8) その他、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 開催期間

平成 27 年 2 月から平成 27 年 6 月末までを目途に開催する。

6 事務局

検討会の事務局は、※北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課及び総務省北海道総合通信局情報通信部電気通信事業課が行う。

※平成 27 年 6 月 1 日から北海道総合政策部情報統計局情報政策課

参考資料 2

「エリア放送の利活用に関する検討会」 構成員名簿

(順不同 敬称略)

座長	新井山 亮	北海道情報大学情報メディア学部情報メディア学科 准教授
	野村 大輔	安平町総務課情報グループ 主査
	田中 健三	釧路町総務部総務課情報化推進室 主任
	久保田 憲明	琴似地区商店街振興組合 理事長
	豊川 泰封	株式会社豊多 代表取締役
	野口 高志	株式会社ヨーズマー 代表取締役
	中島 光信	北海道新聞社電子メディア局企画営業グループ 担当部長
	吉田 元	北海道テレビ放送株式会社 取締役 技術担当 兼 クロスメディアコミュニケーション担当
	津嶋 徳一	一般社団法人北海道映像関連事業社協会 副会長
	道下 勝志	東日本電信電話株式会社北海道法人営業本部 企画部門長
	藤ヶ谷 明夫	マスプロ電工株式会社 営業部長
	上田 義彦	北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課 地域情報化担当課長 (平成 27 年 2 月 18 日から同年 6 月 1 日まで)
	菰田 康宏	北海道総合政策部情報統計局情報政策課 地域情報化担当課長 (平成 27 年 6 月 1 日から)
	土屋 正勝	総務省北海道総合通信局 情報通信部長

参考資料 3

「エリア放送の利活用に関する検討会」 開催状況

回	開催日時・場所	議 題
1	平 27. 2. 18(木) 14:30~17:00 北海道総合通信局 第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○検討会の開催について ○座長選出 ○会議の進め方(案)について ○エリア放送に係る制度の概要について ○先進事例の紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・みなみそうまチャンネルの取組 ・調布ワンセグの取組
2	平 27. 3. 24(木) 14:30~16:30 北海道総合通信局 第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○第一回会合で出された課題の整理 ○事例紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政情報告知ネットワーク構築事業及びあびらチャンネルのご紹介について ・アクトビラ概要とみなみそうまチャンネル事例紹介 ・光ファイバケーブルを活用したエリア放送システム ・エリア放送におけるレピータ活用の事例について
3	平 27. 4. 23(木) 15:00~17:00 ことにTVスタジオ	<ul style="list-style-type: none"> ○ことにTV放送施設見学 ○第二回会合で出された意見の整理 ○先進事例の紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・六本木ヒルズ、他におけるエリア放送の取り組みについて ・エリア放送を始めるまでの経緯と「ことにTV」を通じた今後の事業展開
4	平 27. 5. 28(木) 14:00~16:00 北海道総合通信局 第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○第三回会合で出された意見の整理 ○行方市が取り組むエリア放送について ○事例紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ・テレビ番組での新聞二次利用について ・エリア放送の放送基準、著作権等をめぐる課題について ○これまで出された課題の論点整理、検討会の取りまとめ
5	平 27. 6. 25(木) 14:00~16:00 北海道総合通信局 第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○第四回会合で出された意見の整理 ○北海道内ケーブルテレビ事業者及びコミュニティ放送局への「運営に関するアンケート」集計結果について ○事例紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・エリア放送事業に関するこれまでの取り組みと直面した問題点(釧路町) ・良好なエリア放送受信に向けて～ギャップフィラーでの事例紹介～ ○エリア放送の利活用の手引き(案)について

参考資料 4

参入に当たって必要な手続き、適用される法令等

1 参入に必要なとなる手続き

エリア放送の事業への参入にあたっては、放送の業務（ソフト）関係及び電気通信設備（ハード）関係の2つの手続きが必要となる。

エリア放送は、法令上、放送の業務（ソフト）については、「地上一般放送」（放送法施行規則第2条第4号の2）のうち「エリア放送」（放送法施行規則第142条第2号）と規定されており、電気通信設備のうち無線局については、「地上一般放送局」（電波法施行規則第4条第1項第3号の3）と規定されている。

無線局の免許人（ハード事業者）となろうとする者が、放送の業務を行う者（ソフト事業者）となろうとする者となるときは、その者が、放送法上の届出、電波法上の免許申請及び有線電気通信法上の届出を原則として行う必要がある。

一方、無線局の免許人（ハード事業者）となろうとする者と放送の業務を行う者（ソフト事業者）となろうとする者がそれぞれ別の者である場合（ハード・ソフト分離）は、放送の業務を行う者（ソフト事業者）となろうとする者については放送法上の届出及び有線電気通信法上の届出を、無線局の免許人（ハード事業者）となろうとする者については、電波法上の免許申請を原則として行う必要がある。

(1) ソフト（放送業務）関係

放送の種類は、現行法制上、最も規律の緩い届出一般放送。事業開始は届出のみで可。

スタジアムや空港等の限られたエリア（受信エリアの目安は数十～200m程度）における、特定のニーズを満たすものであるため、社会的影響は限定的であり、柔軟な業務開始、運用を可能とする。

ただし、臨時かつ一時的な利用の場合や、微弱な電波を使用（受信エリアの目安は数m）する場合は、届出も不要（放送法の適用除外）。

(2) ハード（無線局）関係

混信防止を図る観点から免許制とする。免許審査は申請順（先願主義）により行う。

申請者は、使用可能な周波数の目安となる表（チャンネルスペースマップ）をもとに周波数を選定。

地上デジタルテレビジョン放送の周波数帯を活用することから、地上デジタルテレビジョン放送（将来設置されるものも含む）及び特定ラジオマイクに混信を与えてはならない。また、区域が重なる既存のエリア放送に対しても、混信防止措置及び当該措置に関する合意が必要である。

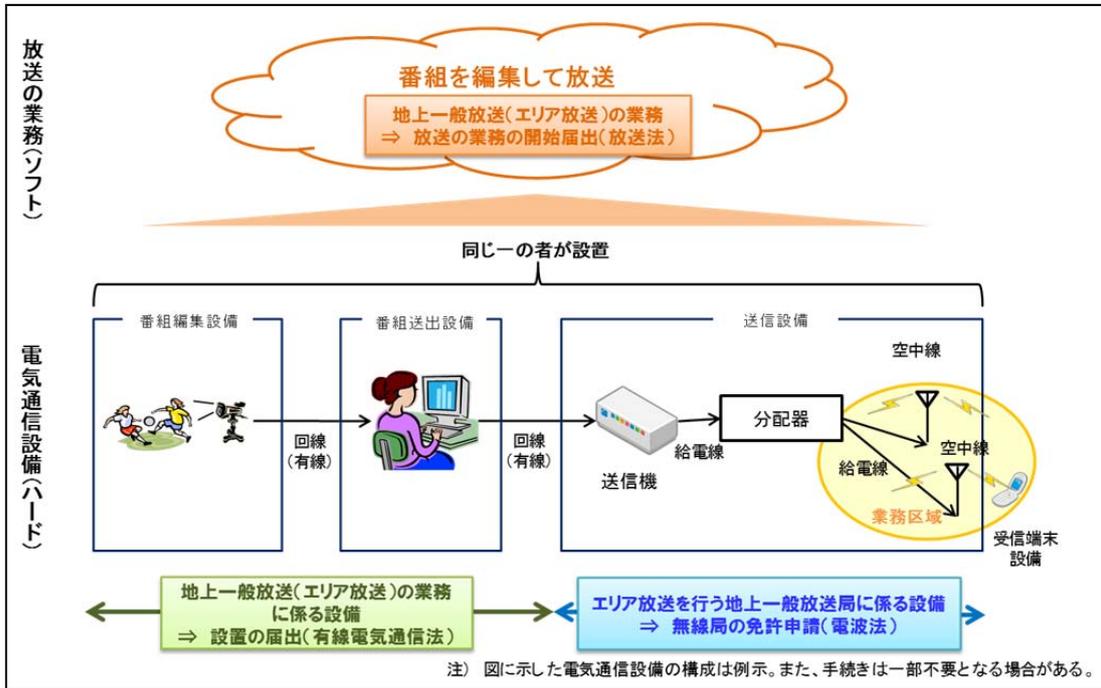
免許期間は最長5年（開設目的に応じた必要最小限の期間）

エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備の操作を行うには、第三級陸上特殊無線技士以上の無線従事者の選任が必要である。

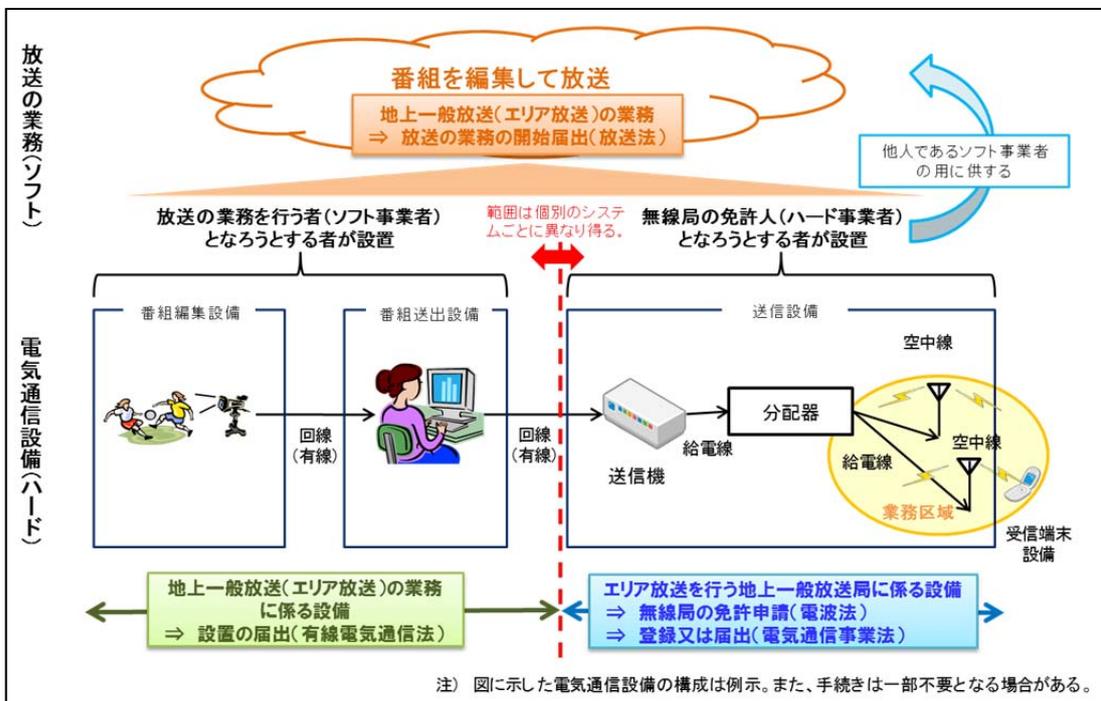
エリア放送に用いられる電気通信設備については、電気通信事業法、有線電気通信事業法が適用される場合がある。

詳細については「エリア放送参入マニュアル」を参照のこと。

【ハード・ソフト一致の場合における参入手続き】



【ハード・ソフト分離の場合における参入手続き】



【エリア放送の概要】

放送の業務（ソフト）関係	
放送の種類	届出一般放送（一部例外あり）
放送事項	観光情報、生活情報、イベント情報、災害情報、行政情報等（特段の制限はない）
無線局関係	
使用周波数帯	470 MHz～710 MHz のホワイトスペース （チャンネルスペースマップを参考に選定）
無線局免許	必要（一部不要な場合あり）
空中線電力	<ul style="list-style-type: none"> ・フルセグ型（5.7MHz） 原則 10mW 以下、特例（※） 130mW 以下 ・ワンセグ型（468kHz） 原則（10/13） mW 以下、特例（※） 10mW 以下
業務区域	最大で数十～200m 程度
混信対策	<p>(1)、(2)からの混信を容認すること、また、これら無線局に対して混信を与えないこと。(1)、(2)とも後日に開設される局を含む。</p> <p>(1) 地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局（一次業務）</p> <p>(2) 470-710MHz の周波数帯を使用する特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局（優位の二次業務）</p>

※ 「特別な状況にあり、原則を超える実効輻射電力により送信する必要があると認められる場合。

- 1 電源の安定的な確保が望める場所が他にない。
- 2 公衆が送信設備に容易に触れることができないような設置場所が他にない等

【エリア放送の法令上の位置づけ】

放送の業務（ソフト）	無線局（ハード）
<p>【一般放送の種類】</p> <p>○地上一般放送 一般放送であって、衛星一般放送及び有線一般放送以外のもの（放送法施行規則第2条第4号の2）</p> <p>○エリア放送 ※地上一般放送の業務区域に関する概念 一の市町村（特別区を含み。地方自治体法第252条の19第1項に規定する指定都市にあつては区とする。）の一部の区域（当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とする。）のうち、特定の狭小な区域における需要に応えるための放送（放送法施行規則第142条第2号）</p>	<p>【無線局の種別】</p> <p>○地上一般放送 地上一般放送を行う無線局であつて、地上一般放送を行う実用化試験局以外のもの（電波法施行規則第4条第1項第3号の3）</p> <p>※このうち、エリア放送を行うものについては、電波法令において、「エリア放送を行う地上一般放送局」と称されている。</p>

【手続きが不要となる場合】

不要となる手続き	手続きが不要となる場合
<p>放送の業務開始の届出 (放送法第 133 条第 1 項)</p>	<p>放送法の適用除外となる場合 (放送法第 176 条第 1 項)</p> <p>⇒適用除外となる放送は、放送法施行規則第 214 条第 1 項各号に列挙。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波法第 4 条の規定により開設に免許を要しない無線局を用いて行われる放送 ・臨時かつ一時の目的 (1 ヶ月以内の目的をいう。) のために行われる一般放送
<p>無線局免許の申請 (電波法第 6 条第 1 項)</p>	<p>無線局免許の特例に当たる場合 (電波法第 4 条ただし書き)。</p> <p>⇒免許が不要な無線局は、電波法第 4 条各号に列挙。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発射する電波が著しく微弱な無線局 (当該無線局の無線設備から 3 メートルの距離において、電界強度が $35 \mu\text{V}/\text{m}$ 以下)

2 運用に際しての遵守事項等

放送の業務（ソフト）関係については、届出一般放送事業者に対して、放送法の規定により、次のとおり規律が課されるため、放送の業務の実施においては、これらの規律を遵守する必要がある。

(1) 番組準則（放送法第4条第1項）

放送番組の編集にあたっては、次のアからエまでによらなければならない。

ア 公安及び善良な風俗を害しないこと。

イ 政治的に公平であること。

ウ 報道は事実をまげないですること。

エ 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

(2) 字幕・解説番組の努力義務（テレビジョン放送の場合）（放送法第4条第2項）

テレビジョン放送による放送番組の編集にあたっては、視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

(3) 訂正放送・取消放送（放送法第9条）

真実でない放送をしたという理由によって、その放送により権利の侵害を受けた本人又は直接関係人から、放送のあった日から3ヶ月以内に請求があったときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から2日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない（放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、同様です）。

(4) 再放送同意（放送法第11条）

他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならない。

(5) 候補者放送（放送法第13条）

公選による公職の候補者の政見放送その他選挙運動に関する放送をした場合において、その選挙における他の候補者の請求があったときは、料金を徴収するとしなにかかわらず、同等の条件で放送をしなければならない。

参考資料 5

エリア放送の開局一覧

(平成 27 年 7 月 1 日現在)

運用中の 163 局

No.	都道府県	市町村	事業者名	実施場所	放送内容	免許年月日 (再免許しているものは 最初の年月日)	放送形態	局数
1	東京都	港区	TBSテレビ	赤坂サカス	イベント情報	H24.6.4	フルセグ・ワンセグ	1
2	東京都	港区	森ビル	六本木ヒルズ	イベント情報、施設情報	H24.8.16	フルセグ	3
3	東京都	中央区	エリアポータル	秋葉原(電気街)、中野区役所ほか	イベント情報	H24.8.30	フルセグ	3
4	埼玉県	さいたま市	埼玉県公園緑地協会	埼玉スタジアム	イベント情報	H24.8.30	ワンセグ	1
5	福岡県	福岡市東区	九州産業大学	九州産業大学	学内情報	H24.8.30	ワンセグ	1
6	愛媛県	新居浜市	ハートネットワーク	新居浜市役所、イオン新居浜ほか	地域情報	H24.10.3	フルセグ	4
7	茨城県	つくば市	筑波技術大学	筑波技術大学	学内情報	H24.12.4	ワンセグ	1
8	東京都	港区	フジテレビジョン	フジテレビ本社	イベント情報	H24.12.11	フルセグ	1
9	青森県	三沢市	三沢市	三沢市	地域情報	H25.1.29	ワンセグ	16
10	岩手県	葛巻町	葛巻町	葛巻町	地域情報	H25.1.29	ワンセグ	25
11	福島県	南相馬市	南相馬市	南相馬市鹿島区、原町区	地域情報	H25.2.13	フルセグ	24
12	神奈川県	川崎市	専修大学	専修大学、多摩区役所	学内情報	H25.2.25	ワンセグ	2
13	香川県	高松市	香川大学	香川大学	学内情報、地域情報	H25.2.28	フルセグ	1
14	東京都	江東区	東京ビッグサイト	有明ビッグサイト	イベント情報	H25.3.1	フルセグ	3
15	東京都	江東区	江東区	江東区役所、区民センター他	地域情報	H25.3.27	ワンセグ	6
16	愛媛県	松山市	愛媛CATV	松山空港、松山観光港ほか	地域情報	H25.5.28	ワンセグ	4
17	山梨県	韮崎市	協和エクスオ	新府メガソーラー場	地域情報	H25.7.1	ワンセグ	1
18	福島県	二本松市	岳温泉観光協会	二本松市	地域情報	H25.7.30	フルセグ	1
19	東京都	調布市	電気通信大学	電気通信大学	イベント情報、地域情報	H25.8.1	ワンセグ	1
20	新潟県	長岡市	長岡技術科学大学	長岡技術科学大学	学内情報	H25.11.20	ワンセグ	1
21	岩手県	大槌町	大槌町	大槌町	地域情報	H25.11.27	フルセグ・ワンセグ	1
22	大阪府	大阪市	関西テレビ放送	関西テレビ放送本社	イベント情報	H25.12.4	フルセグ・ワンセグ	1
23	富山県	南砺市	南砺市	南砺市	地域情報	H25.12.24	フルセグ	12
24	宮城県	仙台市	国立高等専門学校機構	国立高等専門学校機構	学内情報	H25.12.26	フルセグ・ワンセグ	1
25	長野県	松本市	信州大学	信州大学	学内情報	H26.2.7	ワンセグ	3
26	三重県	尾鷲市	尾鷲市	尾鷲市	地域情報	H26.2.19	ワンセグ	20
27	東京都	千代田区	東京ワンセグ放送	秋葉原UDX、ツクモ電機	地域情報	H26.3.20	ワンセグ	2
28	長野県	茅野市	東京理科大学	東京理科大学	学内情報	H26.4.23	ワンセグ	1
29	長崎県	佐世保市	九州テン	九州テン本社、福岡支店	企業情報	H26.7.1	ワンセグ	2
30	長野県	塩尻市	塩尻市	塩尻市	地域情報	H26.7.28	ワンセグ	3
31	山梨県	山梨市	山梨大学	山梨大学	学内情報	H27.2.18	フルセグ	1
32	北海道	安平町	安平町	安平町	地域情報	H27.2.23	フルセグ・ワンセグ	7
33	北海道	札幌市	豊多	札幌市西区琴似町	地域情報	H27.5.22	フルセグ・ワンセグ	9